

組合決算税務講習会



2月22日、3月4日の両日、前橋市・ホテル1-2-3前橋マキユリーにおいて、税理士の古知潔氏を講師に招き、組合決算税務講習会を開催した。

なお、本事業は、実地とオンラインの両方で開催するハイブリッド方式にて実施した。そのため、事務所を空けられないなどの理由で今まで参加を見送っていた会員組合を含め、多くの参加者がオンラインで参加した。



講師の古知潔氏

第1回目の「組合の決算手続きについて」では、決算整理手順のポイント及び決算関係書類の種類と作成の留意点について、具体的な例を基に解説を行った。

続いて、頻繁に発生する加入脱退の会計処理として、脱退者の持分の考え方、払い戻しの時期、脱

退した組合員に対する賦課金の請求や延滞している賦課金の会計上の処理方法などを説明した。

第2回目の「組合特有の税務と申告のチェックポイント」では、組合における法人税申告の考え方を解説。法人税の計算における「益金」「損金」の考え方は、会計上の「収入」「費用」の考え方とは異なるため、税務の知識を持ちながら日々の会計処理と記帳事務にあたることで、事務局の機能はさらに向上すると語った。その上で、役員報酬・役員賞与、交際費・寄付金、配当金などの会計と税法の考え方の違いについて、事例を交えて紹介した。

次いで、協同組合に対する法人税課税の特例を説明。特に、事業利用分量配当金は、積極的に活用するよう提案した。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関連する税法上の取扱いに言及したほか、組合員に支出することのできる災害見舞金などの処理のポイントについて解説した。



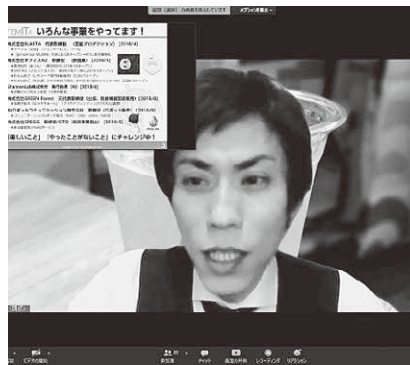


「オンライン商談セミナー」

～効果的なオンライン商談を行うためのポイント～

また、オンラインを活用して顧客を獲得するには、自社の認知度を向上させなければならないと指摘。その手段としては、SNSやオンラインセミナーなどを活用し、見込み顧客の特性に合わせて最適な方法を使い分け、広く情報発信することが有効であるとアドバイスした。

はじめに、富田氏はコロナ禍による環境の変化でリモートワークやビデオ会議が急速に普及し、商談の場がオンラインへ移行していると説明。



Zoomで講義をする講師の富田氏

3月2日、オンライン会議システムのZoomを使用してオンライン商談セミナーを開催した。講師は、中小企業診断士の富田良治氏。

オンライン商談成功のポイント	
I. 環境を整える	・高速のネット環境を用意する ・カメラの位置や見た目に注意する
II. しっかりと準備する	・事前に資料（商品）を配布する ・商談先の会社情報を収集する
III. 信頼関係を築く	・第一印象で全てが決まる（人は見た目が9割） ・先にメリットを提供する（顧客を紹介する等）
IV. 商品の「価値を伝える」	・顧客の課題解決につながることを気づかせる ・他社との違い（強み、差別化）を明確にする ・良いところだけでなく、悪いところも伝える ・一方的な説明にならないよう注意する

最後に、「オンライン商談は営業活動を効率化できるため、積極的に活用してもらいたい」と締めくくった。

令和 2 年度 コロナ相談窓口における対応

令和 2 年度、本会では、①雇用調整助成金、②持続化給付金、③家賃支援給付金、④固定資産税・都市計画税の軽減措置について、情報提供、電話等での相談対応の他、本会指導員が組合などに出向き個別対応による支援を行いました。

①雇用調整助成金

雇用調整助成金の概要、申請書類を作成する際の基本的事項などについて、個別による相談対応を下記の通り実施。

内 容	対 象
雇用調整助成金に関する個別相談	13 事業者

厚生労働省 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

【事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めて頂けるよう、緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで特例措置を実施しています】

雇用調整助成金とは	申請手続	お問い合わせ先	支給実績
制度の概要を説明しています。	申請様式やマニュアルはこちらから。	労働局の電話番号等をご案内しています。	支給・決定状況です。

持続化給付金

【中小法人・個人事業者のための】
持続化給付金
じぞくかきゅうきん

本ホームページは、2020年8月31日(月)以前に本申請を完了された方が対象です。
※なお、2020年8月31日(月)以前にマイページを開封し、9月15日(火)19:00以前に本申請まで完了された方も対象です。
各種情報の参照や不備による修正申請などの手続きが行えます。

2020年9月1日(火)以降に新規申請される方は
こちらの画像をクリックして
ホームページより申請手続きが行えます

持続化給付金ホームページ
(2020年9月1日(火)以降に新規申請される方)

②持続化給付金

申請書類の作成やオンライン申請手続き等について、給付金が支給されるまで個別対応による支援を下記の通り実施。

内 容	対 象
持続化給付金の申請手続き支援	延 19 組合

③家賃支援給付金

申請書類の作成やオンライン申請手続き等について、給付金が支給されるまで個別対応による支援を下記の通り実施。

内 容	対 象
家賃支援給付金の申請手続き支援	4 組合

家賃支援給付金

【中小法人・個人事業者のための】
家賃支援給付金

申請する

システムメンテナンスのため、
午前2時～午前3時は申請できません。

【ご注意ください】申請期限が近づいています。詳しくはこちらをご確認ください。
※ 申請日が遅くなると、申請内容に不備があった場合に修正することの出来る期間が短くなりますので、お早め

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者 に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、セロまたは1/2とします。

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者※の2021年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

<減免対象> ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

● 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（減額、取得額または評価額の1.4%）

● 事業用家屋に対する都市計画税（減額、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月前の事業収入の対前年同月比減少率	減免率
50%以上減少	金額
30%以上50%未満	2分の1

④固定資産税・都市計画税の軽減措置

市町村へ提出する申告書類を確認し、認定経営革新等支援機関等である本会が、確認書を下記の通り発行。

内 容	対 象
申告書類の確認、確認書の発行	3 組合、3 事業者